

給与規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下、「この法人」という。）の職員の給与について定める。

（適用範囲）

第2条 この規程は、正職員に適用する。

2 契約職員、嘱託職員、パートタイム職員、臨時雇用その他特殊な雇用形態の職員の給与については、個別の労働契約等によるものとする。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

（1）基本給

（2）手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

ア 職務手当

イ 通勤手当

（基本給）

第4条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、各人ごとに代表理事が決定する。

（給与改定）

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、この法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して、各人ごとに代表理事が決定する。

（職務手当）

第6条 職務手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。

2 職務手当の月額は、代表理事が決定する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、最寄駅から勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。

ただし、自家用車での通勤の場合は、通勤距離に応じて算出した金額を支給するものとする。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費並びに自家用車での通勤については、代表理事の承認を要する。

3 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額（解約精算金）を返還するものとする。

- (1) 第1項に該当しなくなった場合
- (2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合
- (3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1月当たりの相当額を返還する
- (4) 休職した場合
- (5) 退職した場合

(割増賃金)

第8条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

- (1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

$$\text{基準賃金} \times 1 \text{ 日8時間を超えて勤務した時間数} \times 1.25$$
- (2) 深夜（午後10時から午前5時までの間）に勤務した場合

$$\text{基準賃金} \times \text{深夜に勤務した時間数} \times 0.25$$
- (3) 法定休日に勤務することを命ぜられた職員がその勤務に服した場合

$$\text{基準賃金} \times \text{法定休日に勤務した時間数} \times 1.35$$
- (4) 1月の時間外労働時間が60時間を超えて勤務した場合

$$\text{基準賃金} \times \text{法定休日に勤務した時間数} \times 1.50$$

2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

$$(\text{基本給} + \text{職務手当}) \div 1 \text{ 月の平均所定労働時間数}$$

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基準賃金から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

(休暇等の賃金)

第10条 就業規則に定める年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 就業規則に定める各種休暇及び休業期間等は無給とする。ただし、この法人が必要と認めるときは、賃金の全部又は一部を支給することがある。

(給与の支給日)

第11条 給与の計算期間は毎月1日から末日までとし、支給日は翌月25日（その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額 of 賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(季節手当)

第13条 季節手当の支給月は、原則として年2回6月、12月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果およびこの法人の財政状況等を勘案し、代表理事が決定する。

2 季節手当の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏季手当 1月 1日から 6月30日まで

年末手当 7月 1日から12月31日まで

3 季節手当の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、季節手当の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、この法人の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2026年10月1日より施行する。